

是正計画書（平成27年12月25日再提出）（概要版）

1. 再提出までの経緯

平成27年9月17日

- ・河川法第77条第1項の規定による是正指示

平成27年10月30日

- ・是正計画書提出

→是正措置に伴う代替水源の確保ができていない等内容が極めて不十分として、同日付で早急に内容を検討し、是正計画書の再提出日を平成27年11月6日までに回答するよう指示を受ける。

平成27年11月6日

- ・再提出日を平成27年12月25日までに行うと回答

平成27年12月25日

- ・是正計画書再提出

2. 違反内容

当企業団は、次の内容が河川法第23条（流水の占用の許可）、第24条（土地の占用の許可）及び第26条（工作物の新築等の許可）に抵触しております。

- (1) 目的（かんがい）外の流水の占用（23条）
- (2) 許可取水量の超過（23条）
- (3) 伏流水の無許可取水（23条）
- (4) 不法占用物の存置（24、26条）

※別紙「資料1 是正指示対象取水施設一覧」をご参照ください。

3. 是正指示内容

上記違反内容に対し、文書及び口頭で次の7項目の是正指示が出ております。

(1) 文書指示

- ①水利使用規則を遵守し水利使用を実行すること
- ②水利使用規則第11条の取水量の報告については、毎日の取水量に加え、時間あたりの取水量を報告するとともに、出力帳票を添付すること
- ③是正計画を作成し、平成27年10月30日までに書面にて提出すること
→平成27年10月30日に提出するも内容が極めて不十分であるとして、再提出日を平成27年11月6日までに回答するよう指示を受け、平成27年12月25日までに再提出すると回答。
- ④是正措置は、是正計画に基づき適正に履行すること
- ⑤是正措置を履行するに当たっては、法令等に基づき必要な手続きを行うこと

(2) 口頭指示

- ⑥東隈農業用水取水口の撤去等使用不能の措置をとること
- ⑦東隈浄水場、山田取水場、埋金取水場の那珂川河川敷内に残存している管路の撤去を行うこと

4. 是正措置

当企業団は、次のとおり是正措置を講じてまいります。

(1) 水利使用規則の遵守（是正指示①②⑥⑦への対応）

- ①超過取水の停止
暫定的断水回避策により代替水源を確保し、平成28年3月31日までに、那珂川取水口からの超過取水を停止します。
- ②違反取水の停止

暫定的断水回避策により代替水源を確保し、平成28年3月31日までに、埋金取水場の集水管等からの違反取水を停止します。

③違反工作物の撤去

河川区域内に残置されている集水管等の違反工作物を平成29年5月31日までに撤去します。

対象施設 → 東隈第3・7・8号井、山田取水場、埋金取水場、東隈取水場

※埋金取水場及び東隈取水場の農業用水路取水口については、平成27年12月22日及び24日に閉塞・撤去等の工事の完了報告済。

④取水量報告の見直し

取水量報告については、毎日の取水量に加え、時間あたりの取水量を月毎にとりまとめ、翌月に出力帳票を添付して報告いたします（平成27年11月分より実施）。

(2) 代替水源の確保

超過及び違反取水を停止した場合、水圧低下及び断水が発生することが予想されるため、また、河川法違反の状態を一刻も早く是正する必要があるため、まずは暫定的な対策による早期の水源確保について関係機関と協議を行い、平成27年10月30日までに、次の対策を講じて暫定的な代替水源を確保しました。

①構成団体の水融通による福岡地区水道企業団からの受水増量

平成27年 5月26日から 確保水量：日量2,000m³

平成27年10月16日から 確保水量：日量2,000m³

②井尻川からの流水占用許可

平成27年10月26日 許可 確保水量：日量2,500m³

しかし、これらの対策を講じて、最大で日量11,050m³の原水が不足するため、引き続き関係機関と協議を行うとともに福岡市に支援の要請を行ってまいりました。

協議及び要請の結果、福岡県から調整案が提示されるとともに、福岡市から同案に基づき暫定的かつ緊急避難的な水道用原水の融通により支援する旨の回答をいただいたことで、代替水源を確保できる目途がついたため、今後、遅滞なく融通に必要な所要の手続きをとり、平成28年3月31日までに違反状態を解消します。

なお、福岡市の支援による水道用原水の融通は、最長で平成32年3月31日までの期間限定であり、遅くともそれまでに恒久的な代替水源を確保する必要があるため、確保のための具体的計画案を平成28年3月31日までに提出するとともに、遅くとも平成32年3月31日までに恒久的な代替水源を確保します。

※暫定的な代替水源の確保のイメージ（数値の単位はm³/日）

・東隈浄水場及び埋金浄水場の計画1日最大取水量（A）	27,750
・那珂川における許可水量（B）	7,500
・地下水取水量（C）	2,400

・不足水量（A-B-C）	17,850
--------------	--------

（これまでに確保した暫定的な代替水源）

・福岡地区水道企業団の受水増量（D）	4,000
・井尻川における許可水量（E）	2,500
・原町浄水場からの応援水量（F）	300

（今回新たに確保した暫定的な代替水源）

・福岡市の支援による水道用原水融通（G） 11,050

・暫定的に確保した水量（D+E+F+G） 17,850

※代替水源確保までのスケジュール

- ・福岡市の支援による水道用原水融通手続（平成28年3月31日まで）
- ・恒久的な代替水源の確保のための計画案提出（平成28年3月31日まで）
- ・福岡市による水道用原水融通開始（平成28年4月1日から最長平成32年3月31日まで）

→この時点で河川法違反状態の解消

- ・計画案に基づく恒久的な代替水源の確保手続（平成32年3月31日まで）
- 確保でき次第、暫定策は終了。

(3) 原因の究明及び再発防止策

今後、弁護士など学識者等から構成される第三者調査委員会を設置し、原因究明及び再発防止策の検討を行います。

調査については、平成28年1月から開始し、同年3月末までに報告書の提出を予定。

(4) 関係職員等の処分

第三者調査委員会の報告内容を踏まえ、今回の問題についての責任の所在を明らかにしたうえで、関係職員等に対する処分を予定。

(5) 是正計画の進捗管理（是正指示④⑤への対応）

今回作成した是正計画につきましては、適宜、進捗管理を行い、是正計画を適正に実行してまいります。

具体的には進捗状況を適宜議会等へ報告することにより、是正実施の透明化を図ってまいります。

また法令等に基づく手続きにつきましては、コンプライアンスの徹底を図りながら、是正計画を実施してまいります。

平成27年12月25日時点での進捗状況は別紙「資料2 是正の進捗状況について」のとおり。

(6) 地下水伏流水調査

井戸からの地下水伏流水調査については、一部の井戸で伏流水を無許可で取水していたとして是正指示を受けましたが、伏流水の疑いのある井戸の調査については、今後専門家と相談し、対応してまいります。

5. 牛頸川からの違反取水の疑い

牛頸川からの違反取水の疑いにつきましては、現在、河川管理者による調査中の段階ですので、今後、河川管理者の調査に誠実に対応するとともに、河川法に抵触する場合は、是正指示に従い、適正に是正措置を実施して違法状態の解消に努めてまいります。なお、現在は、疑いのある取水は停止しております。

以上

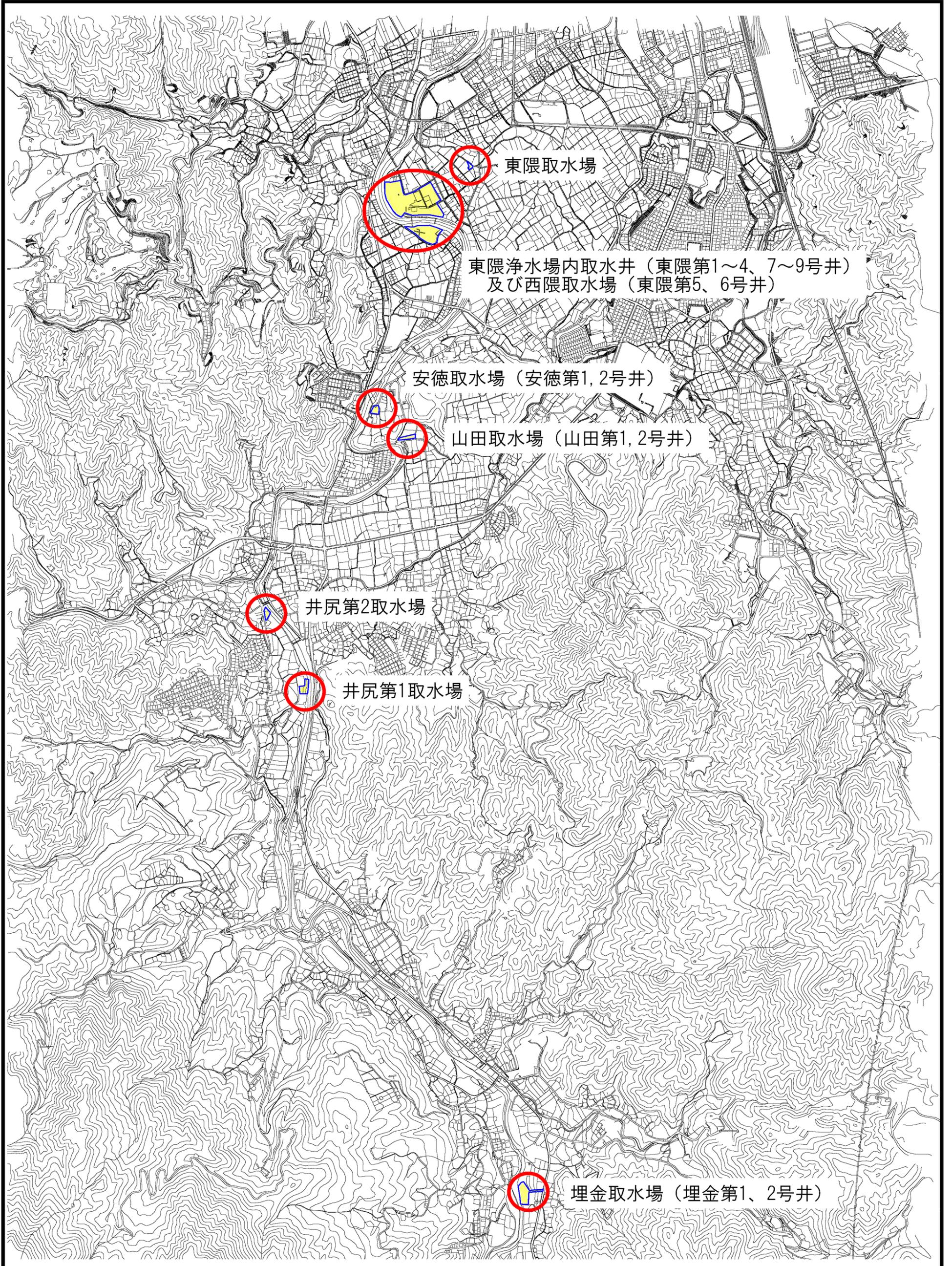
資料1 是正指示対象取水施設一覧

河川	浄水場	名称	水源種別	実態水源	計画1日最大取水量 (m ³ /日)	現在取水量 (m ³ /日) 平成27年8月実績平均	うち違反水量 (m ³ /日)	うち疑義水量 (m ³ /日)	違反又は疑義内容	河川法違反条項	現状
那珂川	東隈浄水場	那珂川取水口	表流水	表流水	7,500	14,414	6,914	0	超過取水	第23条	違反状態
		東隈第1号井	地下水	地下水又は伏流水	1,700	549	0	549	井戸への伏流水混入の可能性	第23条	伏流水混入の疑い
		東隈第2号井	地下水	地下水又は伏流水	1,700	105	0	105	井戸への伏流水混入の可能性	第23条	伏流水混入の疑い
		東隈第3号井	地下水	表流水 (集水管)	0	0	0	0	表流水の無許可取水	第23条 第24条 第26条	違反解消 (集水管からの取水) 不法占用物の残置 (集水管)
		東隈第4号井	地下水	地下水又は伏流水	1,300	132	0	132	井戸への伏流水混入の可能性	第23条	伏流水混入の疑い
		東隈第5号井	地下水	地下水又は伏流水	1,300	456	0	456	井戸への伏流水混入の可能性	第23条	伏流水混入の疑い
		東隈第6号井	地下水	地下水又は伏流水	1,400				井戸への伏流水混入の可能性	第23条	伏流水混入の疑い
		東隈第7号井	地下水	表流水 (集水管)	1,000	0	0	0	表流水の無許可取水	第23条 第24条 第26条	違反解消 (集水管からの取水) 不法占用物の残置 (集水管)
		東隈第8号井	地下水	伏流水 (集水管) 地下水又は伏流水 (井戸)	1,700	204	0	204	伏流水の無許可取水 (集水管) 伏流水混入の可能性 (井戸)	第23条 第24条 第26条	違反解消 (集水管からの取水) 伏流水混入の疑い (井戸) 不法占用物の残置 (集水管)
		東隈第9号井	地下水	地下水 (伏流水)	1,700				井戸への伏流水混入の可能性	第23条	伏流水混入の疑い
		東隈取水場	-	かんがい用水 (農水路)	-	-	-	-	かんがい用水の目的外利用	第23条	違反解消 (農水路からの取水)
	山田第1,2号井	地下水	伏流水 (集水管) 地下水又は伏流水 (井戸)	2,250	32	0	32	伏流水の無許可取水 (集水管) 伏流水混入の可能性 (井戸)	第23条 第24条 第26条	違反解消 (集水管からの取水) 伏流水混入の疑い (井戸) 不法占用物の残置 (集水管)	
	井尻第2取水場	地下水	表流水 (井尻川) 地下水 (井戸)	1,200	2,731 井尻川+井戸	0	300 (井戸)	表流水の無許可取水 (井尻川) 伏流水混入の可能性 (井戸)	町条例 第23条	違反解消 (井尻川からの取水) 伏流水混入の疑い (井戸)	
	埋金浄水場	埋金第1,2号井	地下水	伏流水 (集水管)	5,000	1,809	1,809	0	伏流水の無許可取水 (集水管)	第23条	違反状態 (集水管)
かんがい用水 (農水路)				0		0	0	目的 (かんがい) 外利用 (水路)	第24条	違反解消 (農水路)	
地下水又は伏流水 (井戸)				600		-	600	伏流水混入の可能性 (井戸)	第26条	伏流水混入の疑い (井戸)	

資料2 是正の進捗状況について（平成27年12月25日現在）

項目番号	項目名称	主な是正措置内容	進捗状況
4(1)①	超過取水の是正	<ul style="list-style-type: none"> ・代替水源を確保し、平成28年3月31日までに超過取水を停止（那珂川取水口）。 ・増強したポンプの撤去等、許可取水量に見合ったポンプ設備の見直し。 ・超過取水防止対策として、自動制御装置等（リミッター等）の設置。 ・取水管理マニュアルを平成27年11月末までに作成して職員及び浄水場運転委託業者に配付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な代替水源の確保に目途。今後、水利権申請等の手続を経て平成28年3月31日までに超過取水を停止予定。 ・取水管理マニュアルを作成し、職員及び浄水場運転委託業者への周知徹底完了（平成27年12月1日）。 ・自動制御装置等（リミッター等）の設置方法について検討中。
4(1)②	違反取水の是正	<ul style="list-style-type: none"> ・代替水源を確保し、平成28年3月31日までに違反取水を停止（埋金取水場）。 ・埋金取水場以外の違反取水はすでに停止。 ・取水管理マニュアルを平成27年11月末までに作成して職員及び浄水場運転委託業者に配付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な代替水源の確保に目途。今後、水利権申請等の手続を経て平成28年3月31日までに超過取水を停止予定。 ・取水管理マニュアルを作成し、浄水場担当職員及び浄水場運転委託業者への周知徹底完了（平成27年12月1日）。
4(1)③	違反工作物の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・違反工作物を平成29年5月31日までに撤去。 ・農業用水路を平成27年12月26日までに封鎖。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違反工作物5箇所のうち2箇所（東隈3号井及び東隈7号井）に関して、撤去に係る河川占用許可が下りたため（平成27年12月10日付）、現在撤去工事の準備中（工事は平成28年1月開始予定）。 ・農業用水路の封鎖工事完了のうえ報告済（平成27年12月22日及び24日）
4(1)④	取水量報告の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの取水量に加えて1時間あたりの取水量を出力伝票を添付し、1か月分をとりまとめて翌月の5日までに報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月より是正措置内容に基づく取水量報告を開始。 ・平成27年11月分の取水量報告を平成27年12月4日に提出済。
4(2)	代替水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「構成団体の水融通による福岡地区水道企業団からの受水増量」及び「井尻川からの流水占用許可」により、暫定的に代替水源を確保するも、11,050m³/日が未対応。 ・平成27年12月25日までに暫定的な代替水源を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な代替水源の確保に目途。今後、水利権申請等の手続を経て平成28年3月31日までに河川法違反状態を解消する予定。
4(3)	原因の究明及び再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者調査委員会（弁護士など学識者等により構成）の設置。 ・第三者調査委員会において、原因究明及び再発防止策の検討実施。 ・平成28年3月末までに、調査結果を報告。 ・報告後も、検証委員会（仮称）として、再発防止策の進捗状況をチェック。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原因究明及び再発防止策に係る計画書を作成。 ・第三者調査委員会の設置準備中。
4(4)	関係職員等の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者調査委員会の報告内容を踏まえ、今回の問題についての責任の所在を明らかにしたうえで、しかるべきのちに関係職員等に対する処分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・春日那珂川水道企業団職員分限懲戒審査委員会にて対応予定。
4(5)	是正計画の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、進捗管理を行い、是正計画を適正に実行 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正計画の進捗管理及び適正実行のための体制の強化を検討中。
4(6)	地下水伏流水調査	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、専門家と相談し、対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査として、対象井戸及び表流水の水質検査を実施予定（H28.4月末まで）。
5	牛頸川からの違反取水の疑い	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、河川管理者の調査中の段階。 ・調査結果を踏まえて対応。 ・現在、疑いのある取水は停止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・疑いのある取水施設の返還について関係団体と協議中。

参考資料1 東隈水系及び埋金水系取水場位置図



参考資料 2 東隈浄水場内取水井及び西隈取水場

